

第9章 事故からの回復に向けた取組

QA9-1 東京電力福島第一原子力発電所事故に関わる特措法とはどのような法律ですか。また、それに基づいて実施に移す、除染のガイドラインはあるのでしょうか。

A

- ① 特措法とは、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」のことをいいます。
- ② 東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に由来する放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、関係原子力事業者等が講ずべき措置等を定めた法律です。
- ③ 事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的として、平成23年8月30日に公布され平成24年1月1日に全面施行されました。
- ④ 国が除染事業を進める地域（除染特別地域）、市町村等が除染を実施する区域（汚染状況重点調査地域）等を定めています。
- ⑤ また、除染等を進めるに当たり次のようなガイドラインが作成されています。
 - ・ 除染関係ガイドライン
 - ・ 廃棄物関係ガイドライン
 - ・ 放射性物質による局所的汚染箇所への対処ガイドライン
- ⑥ 特措法の概要、ガイドラインの詳細は環境省の次のウェブサイトで見ることができます。
<http://josen.env.go.jp/about/tokusohou/summary.html>
http://shiteihaiki.env.go.jp/radiological_contaminated_waste/guidelines/

出典：環境省「除染情報サイト・放射性物質汚染対処特措法の概要」より作成

出典の公開日：平成25年9月10日

本資料への収録日：平成29年3月31日

QA9-2 今回の東京電力福島第一原子力発電所事故に関連して実施されている除染とは何ですか。

A

- ① 除染とは、人々が日常生活する空間において受ける放射線の量をできるだけ早く減らす目的で、放射性物質で汚染された土壌を取り除いたり、屋根、壁、道路等を水で洗浄したり、上層の土と下層の土を入れ替えたり（天地返し）することです。
- ② 放射性物質による汚染の状況や地域の実情によって、具体的な除染の方法は異なります。

統一的な基礎資料の関連項目

- 下巻 第8章 89 ページ「農産物に係る放射性物質の移行低減対策(1/5)-農地の除染-」
下巻 第9章 127 ページ「除染とは？」
下巻 第9章 128 ページ「除染と線量の低減」
下巻 第9章 129 ページ「除染の方法」

出典：環境省「除染情報サイト」より作成

出典の公開日：平成24年10月

本資料への収録日：平成29年3月31日

QA9-3 庭の放射線量を測りましたが、空間線量率の高い場所がありました。なぜですか。また、除染の方法を教えてください。

A

- ① 今回の東京電力福島第一原子力発電所の事故により、環境中に放出された放射性物質が、雨などで流されることにより、雨水が流れ込んだり、泥が溜まったりする雨樋出口や側溝などの場所で付着した放射性物質が、雨で流されて溜まったりする側溝などの場所で、放射線量率が高くなりやすい傾向があります。
- ② 山や森などが近くにある場合は、庭の外の周辺からの影響を受けていることも考えられます。
- ③ 除染の方法につきましては、放射線量の高さや場所によっても大きく異なりますので、各関係機関が設けている専用のウェブサイトなどを参照してください。

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第9章 129 ページ「除染の方法」

(解説)

除染作業の実際については、下記のウェブサイトもご参照ください。

- ・放射線安全管理学会「個人住宅を対象とするホットスポット発見／除染マニュアル」
<http://www.jrsm.jp/shinsai/0728soil.pdf>
- ・農林水産省「除染について」
<http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/jyosen/>
- ・環境省「除染関係ガイドライン第2版（平成28年9月追補）」
http://www.env.go.jp/jishin/rmp/attach/josen-gl-full_ver2_supplement-201609.pdf
- ・福島県「放射線量低減化対策パンフレットについて」
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01010d/senryo-teigen.html>

出典：量子科学技術研究開発機構 放射線医学総合研究所ウェブサイト「放射線被ばくに関するQ&A」より作成

出典の公開日：平成24年4月13日

本資料への収録日：平成29年3月31日

QA9-4 近所で線量率の高い場所を見つけた場合は、どうしたらいいのですか。

A

- ① 線量が高いところが見つかった場合、その場を離れ近づかないようにしてください。
- ② 他の人も近づかないようにその場所の線量が高い旨を知らせる目印を付けてください。
- ③ お住まいの各自治体に連絡してください。

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第9章 127 ページ「除染とは？」

(解説)

(参考資料)

原子力規制委員会 放射線モニタリング情報 「福島県以外の地域における周辺より放射線量の高い箇所への対応について」

<http://radioactivity.nsr.go.jp/ja/contents/8000/7526/view.html>

出典：量子科学技術研究開発機構 放射線医学総合研究所ウェブサイト「放射線被ばくに関するQ&A」より作成

出典の公開日：平成24年4月13日

本資料への収録日：平成29年3月31日

QA9-5 除染による効果はどの程度なのでしょうか。

A

- ① これまでの除染の結果を評価したところ、除染によって空間線量率が平均値で 30～50%程度低減したとの報告があります。
- ② 実際の低減効果については、次のウェブサイトで確認することができます。
「国及び地方自治体を実施した除染事業における除染の効果（空間線量率）について」
（平成 25 年 12 月）
<http://www.env.go.jp/jishin/rmp/conf/10/ref05.pdf>

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第9章 128 ページ「除染と線量の低減」

出典：除染情報プラザ「除染・放射線 QA」より作成

出典の公開日：平成 26 年 6 月 9 日

本資料への収録日：平成 29 年 3 月 31 日

QA9-6 除染した後も、森林などに付着している放射性セシウムなどが流れてきて、生活環境を再汚染することはないのですか。

A

- ① 調査の結果、森林から生活圏等に飛散する大気中の浮遊じんに含まれる放射性セシウムの量は、空間線量率に影響を与えるような量ではないことが明らかになっています。
- ② また、降雨による放射性セシウムを含む土壌等の森林からの流出は、生活圏の空間線量率に明確な影響を与えるものではないことも明らかになっています。
- ③ さらに、流域から河川への放射性セシウムの年間流出率は、流域の土壌への沈着量の0.02～0.3%程度と見積もられ、流域の放射性物質濃度の変動への寄与は限られています。
- ④ このように、一般的には土壌等の森林からの流出による生活圏の空間線量率への影響は限定的ですが、土壌被覆率が低く、勾配が急でかつ汚染度の高い森林からの土壌等の流出による再汚染があった場合には、対策を実施します。

統一的な基礎資料の関連項目

上巻 第4章 171 ページ「環境中での放射性セシウムの動き：森林土壌からの流出」

上巻 第4章 173 ページ「森林中の分布」

上巻 第4章 174 ページ「降下・沈降したセシウムの環境中での移行」

出典：①第16回環境回復検討会「森林における放射性物質対策の方向性について」、②福島の森林・林業の再生のための関係省庁プロジェクトチーム「参考資料 森林の放射性物質に関する知見」、③福島の森林・林業の再生のための関係省庁プロジェクトチーム「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」

出典の公開日：①平成27年12月21日 ②③平成28年3月9日

本資料への収録日：平成29年3月31日

QA9-7 住宅地から 20m までの範囲以外の森林の除染は、どのように取り組まれるのですか。

A

- ① 住居周辺の里山等の森林内の日常的に人が立ち入る場所について、地元の具体的な要望を踏まえて、現場の状況を勘案し、追加被ばく線量を低減する観点から、対象範囲や実施方法等を検討し、除染を実施します。
- ② 具体的には、ほだ場、炭焼場、キャンプ場、遊歩道・散策道・林道、休憩所、広場、駐車場など、森林内の人々の憩いの場や人が立ち入る機会の多い場所について、立入り頻度や滞在時間、土壌流出のリスク等を勘案し、適切に除染を実施します。

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第9章 130 ページ「福島森林・林業の再生に向けた総合的な取組」

出典：福島森林・林業の再生のための関係省庁プロジェクトチーム「福島森林・林業の再生に向けた総合的な取組」より作成

出典の公開日：平成 28 年 3 月 9 日

本資料への収録日：平成 29 年 3 月 31 日

QA9-8 森林除染は、全ての場所で行うわけではありませんが、沢水への影響はありませんか。

A

- ① 環境省では、福島県内の避難区域等のうち、要望のあった市町村において住民が飲用する沢水のモニタリングを実施しています。
- ② その結果、ほとんどの検体で検出下限値（1リットル当たり 1 ベクレル（Bq/L））未満であり、平成 26 年以降は全検体で飲料水基準（1リットル当たり 10 ベクレル（Bq/L））を下回ることが確認されています
- ③ なお、放射性セシウムが検出された検体について、ろ過後に再度測定した結果、全検体で不検出であることも確認されています。

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第9章 130 ページ「福島森林・林業の再生に向けた総合的な取組」

出典：①避難区域等における沢水モニタリングの測定結果について（平成 28 年 7 月～平成 28 年 9 月採取分）、②食品衛生法に基づく食品、添加物等の規格基準（飲料水）（厚生労働省告示第 130 号）、③水道水中の放射性物質に係る目標値（水道施設の管理目標値）（健水発 0305 第 1 号厚生労働省健康局水道課長通知）より作成

出典の公開日：①平成 28 年 10 月、②平成 24 年 3 月 15 日、③平成 24 年 3 月 5 日

本資料への収録日：平成 29 年 3 月 31 日

QA9-9 仮置場の役割とその後除去土壌等は、どのようになるのですか。

A

- ① 仮置場は、除染で取り除いた除去土壌などが中間貯蔵施設へ搬入されるまでの期間一時的に保管する施設です。
- ② 平成 27 年 3 月より除去土壌などの中間貯蔵施設への輸送を実施しています。福島県内の除去土壌については、中間貯蔵施設で貯蔵開始後、30 年以内に福島県外で最終処分することとしています。

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第9章 134 ページ「仮置場の例（地上に除去土壌を保管する場合）」

出典：①環境省「中間貯蔵施設情報サイト・施設の状況、輸送の状況」、②「除染情報サイト・仮置場での保管について平成 25 年 7 月 第 2 版」より作成

出典の公開日：①平成 27 年 3 月、②平成 25 年 7 月

本資料への収録日：平成 29 年 3 月 31 日

QA9-10 仮置場の安全対策は、どのようになっているのでしょうか。

A

- ① 仮置場は、放射線を遮へいしたり、周囲に放射性物質が漏れないようにしたりするなどの安全対策を講じて管理されています。
- ② 具体的には、居住地域からの距離を十分に確保した上で、柵などを設置し、人が誤って仮置場に近づかないようにします。
- ③ 取り除いた土などは、フレキシブルコンテナや大型土のうなどに入れて、水を通さない層（遮水シートなどの防水シート）の上に置き、その上部を雨水などの流入や飛散を防ぐために防水シートなどで覆います。
- ④ 仮置場の設置後は、定期的に敷地境界での空間線量率を測定すると共に、定期的に地下水を採取し、放射性物質の濃度を測定し、安全を確認します。

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第9章 134 ページ「仮置場の例（地上に除去土壌を保管する場合）」

（解説）

（参考資料）

環境省「仮置場での保管について」平成 25 年 7 月 第 2 版

http://josen.env.go.jp/material/pdf/handbook_kariokiba.pdf?var_02

出典：環境省「保管場所ってなんで必要なの？～仮置場での保管について～（ハンドブック）（第 2 版）」より作成

出典の公開日：平成 25 年 7 月

本資料への収録日：平成 29 年 3 月 31 日

QA9-11 除染により、どのような廃棄物がでるのでしょうか。

A

- ① 住宅や森林等の除染に伴い、落ち葉・枝等の廃棄物が発生します。
- ② また、除染廃棄物を焼却した結果発生する焼却灰もあります。

(参考資料)

環境省「除染廃棄物関係ガイドライン 第2版」平成25年3月

https://www.env.go.jp/jishin/rmp/attach/haikibutsu-gl04_ver2.pdf

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第9章 135 ページ「除去土壌等の中間貯蔵施設とは？」

出典：環境省「廃棄物関係ガイドライン（第2版）」より作成

出典の公開日：平成25年3月

本資料への収録日：平成29年3月31日

QA9-12 除染で発生した汚染土を再生利用するとは、どのようなことでしょうか。

A

- ① 放射性物質を含む除去土壌はそのままでは利用が難しいのですが、土壌は本来貴重な資源であるため、汚染の程度を下げる処理などを行った上で、安全性を確保しつつ地元の理解を得て利用することを目指しています。
- ② その際、想定される用途ごとの追加被ばく線量評価に基づき、追加被ばく線量を制限するための土壌の放射能濃度の設定や覆土等の遮へい措置を講じた上で、適切な管理の下で利用することが考えられています。
- ③ 具体的には、管理主体や責任体制が明確となっている公共事業等における盛土材等の構造基盤の部材に限定して利用することが考えられています。
- ④ 土壌資源を有効利用することにより、最終処分が必要となる量を減少させ、最終処分場の施設規模を縮小すると共に、土砂の新規採取量の抑制を図ることも可能になると考えられます。

(解説)

(参考資料)

環境省「再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方について」

http://josen.env.go.jp/chukanchozou/facility/effort/investigative_commission/pdf/investigative_commission_160630.pdf

出典：①環境省「再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方」、②環境省・中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会 除去土壌等の再生利用に係る放射線影響に関する安全性評価検討ワーキンググループ「除去土壌等の再生利用に係る放射線影響に関する安全性評価検討－ 検討状況の取りまとめ案 －」より作成

出典の公開日：①②平成 28 年 6 月 30 日

本資料への収録日：平成 29 年 3 月 31 日

QA9-13 汚染廃棄物対策地域内に設置される仮設焼却施設とは、どのようなものですか。どうして焼却が必要なのですか。

A

- ① 仮設焼却施設は、主にごみの受け入れ供給設備、焼却炉、排ガス処理設備、灰出し設備、さらに、放射性物質のモニタリング装置で構成されます。
- ② 燃焼形式は、最も一般的な火格子の上で燃焼させるストーカー炉、気流中で流動状態の熱せられた砂ですばやく燃焼させる流動床炉、震災廃棄物の焼却でも活躍したロータリーキルン炉など、多くの種類のシステムが使用されています。汚染廃棄物対策地域内ではストーカー炉と流動床炉が使用されていますが、中でもストーカー炉が多く採用されています。
- ③ 放射性物質によって汚染された可燃性の廃棄物は、腐敗や臭気を防止し、減容化を図るため焼却することが必要です。
- ④ 処分する際には、廃棄物の性状が安定していることと、なるべく処分量が少ないことが求められます。焼却することで廃棄物を安定にすると共に、体積を 1/5～1/20 程度に減らすことができます。

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第9章 140 ページ「対策地域内廃棄物の処理の進め方」

出典：環境省「放射性物質汚染廃棄物処理情報サイト」より作成

出典の公開日：平成 26 年 9 月 12 日

本資料への収録日：平成 29 年 3 月 31 日

QA9-14 仮設焼却施設で焼却の際、放射性セシウムが漏れ出ることはないのでしょうか。

A

- ① 排ガス中の微粒子の灰（飛灰といいます）を除去する高性能の排ガス処理装置（バグフィルター）により排ガス中の放射性セシウムはほぼ完全に除去されます。
- ② 排ガス中のセシウムは、施設外へ漏れ出ることのないようにばいじんモニタリング装置及び施設周辺に設置したモニタリングポストで常時監視しています。
- ③ 廃棄物の焼却によって燃えがら(主灰といいます)も発生しますが、焼却炉の炉底から排出され回収・環境中に漏れ出すことはありません。
- ④ 焼却によって生じたこれらの灰は、放射性物質の濃度に応じて中間貯蔵施設などで適切に管理することになっています。

出典：環境省「放射性物質汚染廃棄物処理情報サイト」より作成

出典の公開日：平成 26 年 9 月 12 日

本資料への収録日：平成 29 年 3 月 31 日

QA9-15 焼却施設で焼却して発生する灰等は、放射能濃度が高いと考えられますが、どのように処理されるのでしょうか。

A

- ① 汚染廃棄物を焼却すると、一般的に放射能濃度は高くなります。しかし、日常生活の中で排出されるごみ、稲わらやたい肥などを焼却してもほとんどの焼却灰は濃度が比較的低いという実績が得られています。
- ② 焼却によって発生した灰等の放射能濃度が、1 キログラム当たり 8,000 ベクレル (Bq/kg) 以下のものは、一般の廃棄物と同様の方法で安全に処理・処分できます。
- ③ 灰等の放射能濃度が、1 キログラム当たり 8,000 ベクレル (Bq/kg) 以上 10 万ベクレル (Bq/kg) 以下で環境大臣が指定したものは、国の責任の下、管理型構造の処分場などで処分されます。なお、福島県の場合、特定廃棄物埋立処分施設（旧フクシマエコテッククリーンセンター）で処分することとしています。
- ④ 放射能濃度が 10 万ベクレル (Bq) を超える灰等で環境大臣が指定したものは、国の責任の下、遮断型構造の処分場で処分されます。なお、福島県の場合、一旦中間貯蔵施設に保管されます。
- ⑤ 管理型処分場では、放射性物質が埋立層周辺に流出することを防止するため、埋め立てる廃棄物の下に土壌の層を設けることとされています。また、遮断型処分場は、放射線障害の防止のため、コンクリート造りの外周仕切設備を設けることとされています。

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第9章 142 ページ「指定廃棄物の処理の進め方」

出典：環境省「放射性物質汚染廃棄物処理情報サイト」より作成

出典の公開日：平成 26 年 9 月 12 日

本資料への収録日：平成 29 年 3 月 31 日

QA9-16 「除染特別地域」とは何ですか。

A

- ① 除染特別地域とは、国が除染事業を進める地域として、法律に基づき指定されている地域を指します。
- ② 警戒区域又は計画的避難区域であったことのある福島県内の 11 市町村が指定されています。

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第 9 章 131 ページ「除染特別地域と汚染状況重点調査地域」

下巻 第 9 章 132 ページ「除染特別地域（補足説明）」

出典：除染情報プラザ「除染・放射線 Q&A」より作成

出典の公開日：平成 24 年 10 月

本資料への収録日：平成 29 年 3 月 31 日

QA9-17 「汚染状況重点調査地域」とは何ですか。

A

- ① 汚染状況重点調査地域とは、空間線量率が毎時0.23マイクロシーベルト ($\mu\text{Sv/h}$) 以上の地域を含む市町村（平成23年8月を基準）のうち、法律に基づき、指定されている地域です。
- ② この毎時 0.23 マイクロシーベルト ($\mu\text{Sv/h}$) という要件は、その地域における追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルト (mSv/年) に当たる放射線量（安全側に立った仮定の下での推計値）です。
- ③ 平成 28 年 12 月末現在、福島県を中心に、全国で 8 県 94 市町村が指定されており、当該市町村が中心となって除染を実施することになっています。

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第 9 章 131 ページ「除染特別地域と汚染状況重点調査地域」

下巻 第 9 章 133 ページ「汚染状況重点調査地域（補足説明）」

出典：環境省「除染情報サイト」より作成

出典の公開日：平成 24 年 10 月

本資料への収録日：平成 29 年 3 月 31 日

QA9-18 除染の具体的な目標はありますか。

A

- ① 除染作業による放射線量低減の具体的な目標はありません。除染は事故由来放射性物質による環境の汚染が、人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的[※]としたものです。
- ② それぞれの現場によって、汚染の状況は多様で、対象となる場所や手法、空間線量等が異なることもあり、追加被ばく線量の低減を目標としています。
- ③ 政府は長期目標として、除染だけでなく、モニタリング、食品の安全管理等の総合的な取組を行い、今回の原子力発電所事故由来の放射性物質による個人が受ける追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルト (mSv/年) 以下になることを目指しています。

※放射性物質汚染対処特措法 第一章 総則 (目的)

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第9章 131 ページ「除染特別地域と汚染状況重点調査地域」

出典：除染情報プラザ「除染・放射線 Q&A」より作成

出典の公開日：平成 24 年 10 月

本資料への収録日：平成 29 年 3 月 31 日

QA9-19 各市町村の除染の状況を知りたいのですが、どこを見れば分かりませんか。

A

- ① 国が除染を実施する地域の除染の状況は、環境省のウェブサイトの次の URL で確認できます。<http://josen.env.go.jp/area/index.html>
- ② 市町村が中心になって除染を実施する地域における除染の進捗状況は、環境省のウェブサイトの次の URL で確認できます。
<http://josen.env.go.jp/zone/>
- ③ 除染に関する情報については、環境省と福島県が設置している除染情報プラザのウェブサイトでご参照いただけます。
<http://josen-plaza.env.go.jp/>

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第9章 131 ページ「除染特別地域と汚染状況重点調査地域」

下巻 第9章 132 ページ「除染特別地域（補足説明）」

下巻 第9章 133 ページ「汚染状況重点調査地域（補足説明）」

出典：①環境省「除染情報サイト」、②環境省「除染情報プラザ」

本資料への収録日：平成 29 年 3 月 31 日

QA9-20 フォローアップ除染とは何ですか。

A

- ① フォローアップ除染とは、除染後の事後モニタリングの結果等を踏まえ、再汚染や取り残し等により、除染の効果が維持されていない箇所が確認された場合に実施する除染のことです。
- ② 居住制限区域においては、除染後も宅地内で年間積算線量が20ミリシーベルト（mSv）以下となることを確実に満たすとはいえない場合、その原因となっている箇所に限定して、事後モニタリングを待たず本格除染直後に、個々の現場の状況に応じたフォローアップ除染を実施します。
- ③ その他の地域においては、個々の現場の状況に応じて原因を可能な限り把握し、合理性や実施可能性を判断した上で、適切な手法によりフォローアップ除染を実施します。ただし、「追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト（mSv/y）以下」という長期目標が既に達成されていることを確認できる場合には、フォローアップ除染の検討対象とはしません。

（解説）

（参考資料）

環境省第16回環境回復検討会資料「フォローアップ除染の考え方について」

http://josen.env.go.jp/about/efforts/follow_up_thinking.html

出典：環境省「除染情報サイト・除染のフォローアップについて」より作成

出典の公開日：平成27年12月21日

本資料への収録日：平成29年3月31日

QA9-21 帰還後に、農作物の栽培をしても大丈夫ですか。

A

- ① 土壌から農産物への放射性物質の移行は、移行係数という値で数値化できますが、この値は0.0001～0.01と非常に小さいです。
- ② 表面の土壌を取り除く除染が行われていれば、今回の事故で放出された放射性セシウムはほぼ取り除かれていると考えられます。
- ③ また、河川などの水からは放射性セシウムはほとんど検出されていません。
- ④ これらのことから、農作物の栽培を行うことは可能であると考えられます。
- ⑤ 心配な場合は、自治体等への相談、収穫された農作物の放射能濃度の測定などを行ってください。

統一的な基礎資料の関連項目

上巻 第4章 167ページ「植物への移行」

下巻 第8章 89ページ「農産物に係る放射性物質の移行低減対策(1/5)－農地の除染－」

出典：統一的基礎資料 下巻第8章 89ページ「農産物に係る放射性物質の移行低減対策(1/5)－農地の除染－」より作成

出典の公開日：平成25年度3月31日

本資料への収録日：平成29年3月31日

QA9-22 事故当時の避難基準について教えてください。

A

平成 23 年 3 月 11 日の地震・津波が原因で発生した東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の環境中への大量放出が確認されて以降、市町村は、原子力災害の拡大防止のため、国の指示に基づき、警戒区域及び避難指示区域を設定してきました。

①警戒区域

東京電力福島第一原子力発電所半径 20km 圏内について、住民の安全及び治安を確保するため、避難を指示すると共に、同地域を警戒区域に設定し、区域内への立入りを原則禁止。

②計画的避難区域

事故発生から 1 年の期間内に積算線量が 20 ミリシーベルト (mSv) に達するおそれがある区域。当該区域の住民は、別の場所に計画的に避難してもらうことが求められた。

③緊急時避難準備区域

計画的避難区域を除く 20km～30km 圏内について、緊急時の屋内退避や避難が可能な準備等を求める区域。

※ (本区域割は平成 24 年 4 月 1 日見直し)

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第 9 章 145 ページ「避難指示区域について」

(参考)



出典：①原子力災害対策本部「警戒区域の設定について」、②経済産業省「計画的避難区域」と「緊急時避難準備区域」の設定について」より作成

出典の公開日：①平成 23 年 4 月 21 日、②平成 23 年 4 月 11 日

本資料への収録日：平成 29 年 3 月 31 日

QA9-23 避難指示の解除基準は何ですか。

A

以下の3つの条件に照らして、避難指示解除の判断をすることとされています。

- ① 空間線量率で推定された年間積算線量が20ミリシーベルト（mSv）以下となることが確実であること
- ② 電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信等日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便等生活関連サービスが概ね復旧すること、子供の生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗していること
- ③ 県、市町村、住民との十分な協議

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第9章 149 ページ「避難指示区域の解除について」

出典：内閣府原子力災害対策本部資料より作成

出典の公開日：平成24年12月25日

本資料への収録日：平成29年3月31日

QA9-24 区域の運用について教えてください。

A

平成24年4月1日の避難指示区域の見直しによって、新たに「避難指示解除準備区域」、「居住制限区域」、「帰還困難区域」として設定され直し、線量に応じて、行える活動の範囲が異なり、帰還できる環境整備を段階的に進めていきます。

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第9章 145 ページ「避難指示区域について」

下巻 第9章 146 ページ「見直し後の避難指示区域について」

下巻 第9章 147 ページ「避難指示区域の見直し前後の変化（1/2）」

下巻 第9章 148 ページ「避難指示区域の見直し前後の変化（2/2）」

下巻 第9章 149 ページ「避難指示区域の解除について」

出典：原子力災害対策本部「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」より作成

出典の公開日：平成23年12月26日

本資料への収録日：平成29年3月31日

QA9-25 避難区域の見直しは、航空機モニタリングではなく、地上における詳細モニタリングに基づいて行うべきではないですか。

A

- ① 避難区域の設定・見直しについては、地区単位など広い範囲の放射線量を測定し、判断する必要があります。
- ② 広い範囲の放射線量を効率的に測定・評価する方法として航空機モニタリングが行われています。
- ③ 航空機モニタリングの結果と、地上での測定結果が概ね一致することを確認しています。

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第7章 13 ページ「空間線量率の推移（80 km圏内）」

下巻 第7章 19 ページ「現在の空間線量率の状況」

(解説)

避難区域の見直しは、面的に放射線量を測定できる航空機モニタリングの結果を用いることを基本としています。また、航空機モニタリングは「総合モニタリング計画」（平成23年8月2日モニタリング調整会議）に基づき行われています。

- (1) 航空機モニタリングは、地上における田畑や山林等の人や車によるモニタリングでは測定しにくい場所も含め、面的に一定範囲における線量の平均値を測ることが可能です。
- (2) このため、政府では、航空機モニタリングの測定結果を基に、年間被ばく線量の推定値を算出し、避難区域の見直しを行うことを基本としています。
- (3) なお、測定手法の違いによるバラツキはあるものの、航空機モニタリングの測定結果（空間線量率）は、地上において NaI (TI) シンチレーション式サーベイメータにより測定された結果と概ね一致することを確認しています。

出典：①原子力災害対策本部「避難区域等の見直しに関する考え方」、②原子力災害対策本部「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方および今後の検討課題について」より作成

出典の公開日：①平成23年8月9日、②平成23年12月26日

本資料への収録日：平成29年3月31日

QA9-26 避難指示区域内において被ばくを低減するために心がけるべきことは何ですか。

A

- ① 帰還困難区域では、被ばく防護の観点から、立ち入りに際して、防護装備の着用をお願いしています。
- ② 居住制限区域では、不要不急の立ち入りを控えると共に、用事が終わったら速やかに区域から退出することを求めています。
- ③ 避難指示解除準備区域では、雨樋や軒先等、局所的に線量の高い可能性のある場所の除染作業も進んでいますが、念のためそのような場所にはできるだけ近づかないようにして、不要な被ばくを避けてください。

統一的な基礎資料の関連項目

上巻 第4章 164 ページ「外部被ばくの低減三原則」

下巻 第9章 147 ページ「避難指示区域の見直し前後の変化（1/2）」

下巻 第9章 148 ページ「避難指示区域の見直し前後の変化（2/2）」

出典：復興庁「避難住民説明会等によく出る放射線リスクに関する質問・回答集」より作成

出典の公開日：平成24年12月25日

本資料への収録日：平成29年3月31日

QA9-27 避難区域における防犯、防火はどのように行っているのですか。

A

- ① 避難住民の方々の安全・安心を確保するため、十分な防犯・防火対策を講じていきます。
- ② 具体的には、警察では、主要道路での検問、初動捜査の強化、防犯カメラの設置、自治体やボランティアと連携したパトロール強化、防犯広報等の諸対策を実施しています。
- ③ 消防では、定期的な巡回、監視カメラの設置、消火栓の復旧や防火水槽の増設、大規模火災等の発生に備えた県内消防本部や関係機関による応援体制の確立等の対策を講じています。

出典：経済産業省原子力被災者生活支援チーム「避難指示区域内における活動について」より作成

出典の公開日：平成 24 年 5 月 9 日

本資料への収録日：平成 29 年 3 月 31 日

QA9-28 避難区域への立入りや車での交通によって、放射性物質が他の地域に拡散するのではないですか。

A

- ① 自動車が警戒区域を通り、退出する際に放射性物質を拡散する程度は、警戒区域への一時立ち入りに伴うスクリーニングの基準よりも、十分低いことが確認されています。
- ② 線量の特に高い帰還困難区域では、放射性物質の拡散を防ぐ等の観点から、区域境界にバリケードを設置し、区域への立ち入りを制限しています。また、区域からの退出に際しては、スクリーニングを確実に実施することが求められています。

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第9章 147 ページ「避難指示区域の見直し前後の変化 (1/2)」

下巻 第9章 148 ページ「避難指示区域の見直し前後の変化 (2/2)」

出典：経済産業省原子力被災者生活支援チーム「避難指示区域内における活動について」より作成

出典の公開日：平成 24 年 5 月 9 日

本資料への収録日：平成 29 年 3 月 31 日

QA9-29 避難指示解除準備区域と居住制限区域は自由に立入が可能ですか。

A

避難指示解除準備区域と居住制限区域の両区域では、関係者（住民、インフラ復旧・除染・原発作業員等）の立入りに制限はありませんが、引き続き、避難指示が継続している地域であることから、関係者以外の立入りは控えることとしています。

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第9章 147 ページ「避難指示区域の見直し前後の変化（1/2）」

下巻 第9章 148 ページ「避難指示区域の見直し前後の変化（2/2）」

出典：内閣府「区域見直し後の区域でできる活動などに関する Q&A（平成 23 年 3 月公開版）」より作成

出典の公開日：平成 23 年 3 月

本資料への収録日：平成 29 年 3 月 31 日

QA9-30 帰還困難区域へはどのように一時立入りするのですか。

A

- ① 帰還困難区域においても可能な限り、住民の意向に配慮した形で一時立入りを実施していきます。一時立ち入りの実施方法については、各市町村にお問い合わせください。
- ② 立入りの際は、防護装備等を着用することになっています。
- ③ また、スクリーニングや線量管理が必要となります。スクリーニング場については、帰還困難区域周辺のスクリーニング場等で実施可能です。

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第9章 148 ページ「避難指示区域の見直し前後の変化（2/2）」

出典：内閣府「区域見直し後の区域でできる活動などに関する Q&A（平成 23 年 3 月公開版）」より作成

出典の公開日：平成 23 年 3 月

本資料への収録日：平成 29 年 3 月 31 日

QA9-31 避難指示区域内で可能な活動は何ですか。また、事業の再開は可能ですか。

A

- ① 避難指示解除準備区域では、主要道路における通過交通、住民の方の一時的な帰宅、公益を目的とした立ち入り、復旧・復興事業者や一時帰宅者等を対象とした事業、営農・営林及び上記の諸活動に付随する事業の実施のための立ち入り、が可能です。
- ② 住居制限区域では、広く復旧・復興に不可欠な事業、稲の作付け制限など国の指示を守ると共に除染の動向などにも留意しながらの営農・営林、その他、復旧・復興に不可欠だと認められる事業が可能となります。
- ③ 帰還困難区域では、市町村等が認める範囲で、主要道路における通過交通、住民の方の一時的な帰宅、公益を目的とした立ち入り、復旧・復興に不可欠な事業のみが可能です。

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第9章 147 ページ「避難指示区域の見直し前後の変化 (1/2)」

下巻 第9章 148 ページ「避難指示区域の見直し前後の変化 (2/2)」

出典：内閣府原子力被災者生活支援チーム「避難指示区域内における活動について（改訂版）」より作成

出典の公開日：平成 27 年 6 月 19 日

本資料への収録日：平成 29 年 3 月 31 日